

○益子慎哉議長 次， 8 番平山晶邦議員の発言を許します。 8 番平山晶邦議員。

〔8 番 平山晶邦議員 登壇〕

○8 番（平山晶邦議員） 平山晶邦です。通告に従いまして一般質問を行います。

私は 1 1 月に、財政破綻した夕張市に研修視察に行つてまいりました。私が研修に行つた目的は、財政破綻した市が 1 0 年たつてどのような状況に置かれているのか、自分の目で見つて、自分の耳で聞いて、自分の肌で状況を確認するためです。春や夏ではなく、冬に行つて確かめたかつたのです。北海道の人は雪のことを「白い悪魔」「白い恐怖」と言つていて、昔聞いたことがあります。春や夏などには見せない冬の厳しい姿が北海道にはあるのです。その厳しい環境の中で高齢化率 48. 9 %， 1 4 歳以下の比率が 5. 6 %，人口 8, 8 0 0 人になつてしまつた夕張を研修したかつたのです。

研修の中で夕張市の財政課長さんに説明していただいた内容をご披露したいと思います。

なぜ夕張市は財政破綻したのか。その要因の 1 つは、炭鉱閉山の後に身の丈に合わない社会基盤の整備をしたことにあります。観光関連施設への過大投資と、炭鉱会社が手放した住宅や浴場等を市が肩がわりしてライフラインの維持等を行い、その結果、公債費が多額になつて、破綻前の公債費は夕張市民 1 人あたり 1 8 万円でありました。同じような規模の市では 6 万円ですので、約 3 倍でありました。ちなみに現在の常陸太田市は、公債費は 1 人あたり 5 万 5, 0 0 0 円であります。

要因の 2 つ目は、行政体制の効率化の後れでありました。財政破綻前の夕張市役所の普通会計職員は、人口 1, 0 0 0 人あたり約 2 1 人で運営していた。同じような市は約 1 0 人ぐらいであります。現在の常陸太田市は 10. 3 人です。それでは人件費はと見てみますと、破綻前の夕張市の人件費は、市民 1 人あたり 1 8 万 4, 0 0 0 円かかつていたと。同じような市は約 9 万 5, 0 0 0 円ですので、2 倍であつたそうです。現在の常陸太田市は、市民 1 人あたり 8 万 9, 0 0 0 円の人件費であります。いかに人件費の行政コストが多くかかつていたかということが理解いただければと思います。

要因の 3 つ目は、観光施設への過大投資でありました。民間が持っていたホテルやスキー場を市が取得したり、老朽化、陳腐化の進んだ施設での競争力低下に伴う観光入込客数の大幅な減少や期間利益で借入金の返済が行えないという返済超過状態になつてしまいました。

要因の 4 つ目は、歳入が減少したが、これに対する補助金や事業の歳出削減ができなかつたそうであります。

要因の 5 つ目は、財政状況が逼迫する中で、会計年度の出納整理期間を利用して、会計間で年度をまたがる貸付償還を行い、市民の皆さんに赤字が見えない不適切な財政処理手法を長年繰り返しました。市民の皆さんには理解できないと思うんですが、市の行政というものは 4 月から 3 月の年度で事業を行い、その後 2 カ月間を出納整理期間としています。年度の中で 4 月から 3 月まで一般会計から特別会計や第三セクターにお金を貸して、出納整理期間の 2 カ月で一般会計に戻す行為を行つていたわけでありまして。その結果、財政破綻に至つたそうです。

財政破綻後の財政再建計画では、総人件費を大幅に削減、事務事業の抜本的見直し、観光事業

の見直しや税率の見直しや受益者負担の見直し、徴収率向上対策や施設の統廃合等を行い、例えば一般職、特別職、議員報酬の大幅な削減、議員定数は18人から9人に、補助金の廃止や公共施設の廃止や東京23区より広い夕張市にあっても小学校1校、中学校1校の学校の統合などを行いました。財政再建計画の過程では、この事業や補助金をやめても市民は死なないでしょうと言われながら作業をし、市民にとっても過酷な財政再建計画であったようであります。平成21年に財政再編計画から財政再生計画に変わった現在でも、市税の引き上げ、上下水道などを含めた使用料、手数料の引き上げなど、厳しい状況にあります。

本市はまだまだ夕張などの状況になることは考えられません。しかし、研修の最後に夕張市の財政課長は、市民に対しての財政の情報公開は大切であると言っていました。常陸太田市においても第三セクター等の経営状況を含め、市民に財政状況を情報公開して、その説明責任を果たしていくことが必要だと私は強く思いました。

前段に以上のことを申し上げて質問に入ります。

第1の質問として、認知症対策の取り組みについて質問いたします。

私は高齢化率が高い本市において、認知症対策への取り組みは重要な施策であると考えます。国は団塊の世代が75歳以上になる平成37年を見据えて、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）を推進し、平成30年までにさまざまな施策を市町村に求めています。本市においてもその体制づくりを進めている状況なのではないでしょうか。そこで、本市における新オレンジプランの取り組み状況と今後の推進状況について伺いをいたします。以上が第1の質問であります。

第2の質問として、地域公共交通網形成計画について質問いたします。

今、高齢者の交通事故が全国的に問題となり、高齢者への運転免許交付のあり方や地方における地域公共交通のあり方が話題となっています。このような社会環境の中で、私は今回の本市における公共交通の大幅な改変を行った地域公共交通網計画事業は、全国的にも例を見ない、もちろん県内においては初めての地域公共交通のあり方を体系的に整理した事業であると思います。高齢化や少子化が進む地方において、今後の公共交通のモデル事業として全国的にも注目される事業ではないかと高く評価をしております。隣の常陸大宮市においても、本市をモデルとして巡回バスの運行を県と協力し行ったと聞いております。私にも市民から評価する声が聞こえております。

しかし、机上で計画していたことと実際に運用した、実施した中ではある程度の齟齬が生じ、課題等が見られると思います。そこで、地域公共交通網形成計画を実施しての課題等を今後どのように対応していくのかについて伺います。

1点目として、市民からの評判と課題は聞いているのかについて伺います。

2点目として、事業者からの課題提起は聞いているのかを伺います。

3点目として、高齢者であっても理解されれば非常に使いやすいこのようなICカードがあります。このICカードはどのぐらいの市民が利用している実績があるのかを伺います。

4点目として、市民に時刻表などを配って終わりではなくて、自家用車などを使っていた高齢

者の方々にどのように公共交通の利便性を理解していただくかが大切であると思います。市民への継続的な利用促進の周知及び対応はお考えになっているのかについてお伺いをいたします。

5点目として、市民や事業者からの課題や問題を今後どのような組織や仕組み、対策で対応していくのかについてお伺いをいたします。

以上が第2の質問であります。

第3の質問として、学校でのいじめ防止についての対応を本市はどのように取り組まれているのかについて質問をいたします。

横浜市で小学校3年生からいじめを受けていた生徒の手記が全国的に問題になり、横浜市の対応が不適切であったと文科省からの指導を受けました。また、直近では国立大附属高校においても、いじめが発生したにもかかわらず放置したことが問題になり、新潟県においても小学校の担任教師の発言が問題になりました。この2つの問題は、「いじめ防止対策推進法」に基づく重大事態の捉え方の不備や教育委員会の対応や学校の対応にありました。学校でのいじめ防止対策について、本市はどのような対応をとる仕組みがあるのかについてお伺いをいたします。

1点目として、常陸太田市いじめ防止基本方針についてお伺いをいたします。

2点目として、学校、教育委員会の組織整備についてお伺いをいたします。

3点目として、重大事態の考え方と基準についてお伺いをいたします。

以上が第3の質問であります。

第4の質問として、普通財産の土地の取り扱いについて質問いたします。

夕張市の問題でも申し上げましたが、財政が厳しい状況になってまいりますと、自主財源の確保として、税や使用料などの値上げや徴収率向上対策を講じることは必然であります。少子・高齢化が進み、人口減少が進んでいる本市においては、普通財産の賃借料の確保も必要なことであるのは周知のとおりであります。そこで普通財産の土地の賃貸借についてお伺いをいたします。

1点目は、普通財産である土地を民間や法人に無償で賃貸借している事実はあるのかについてお伺いをいたします。

2点目は、無償で賃貸借している事実があるのであれば、その法人名、面積、現在の賃借料、その契約内容と無償で賃貸借した根拠、そしてその根拠についての管理や方針の確認は市としてどのような形で行っているのかについてお伺いをいたします。

3点目として、普通財産の通常の賃貸借契約はどのようなになっているのかをお伺いいたします。

4点目として、私は「民法」上の土地の賃貸借の存続期間は20年を超えることはできない、借地権の存続期間も30年であるという認識を持っておりますが、今回の賃貸借についての解釈をお伺いいたします。

以上で私の1回目の質問といたします。

○益子慎哉議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

〔西野千里保健福祉部長 登壇〕

○西野千里保健福祉部長 認知症施策の取り組みについてのご質問で、新オレンジプランの中で国は平成30年度までにさまざまな施策を市町村に求めているが、本市における取り組み状況と

今後の推進についてのご質問にお答えをいたします。

議員のご発言にございましたように、国では認知症の方の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境のもとで自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指して、平成27年1月に認知症施策推進総合戦略、いわゆる「新オレンジプラン」を策定しております。新オレンジプランでは、認知症高齢者等に優しい地域づくりを推進していくため、認知症への理解を深めるための普及啓発の推進、認知症の様態に応じた適時適切な医療、介護の提供、若年性認知症施策の強化、認知症の人の介護者への支援、さらには認知症の人を含む高齢者に優しい地域づくりなど7つの柱を立て、それに沿って施策を総合的に推進することといたしております。

その中でもまず、認知症への理解を深めるための普及啓発の推進が大きな柱となっておりまして、認知症について正しく理解し、認知症の方やその家族を温かく見守り、地域で支援をしていく応援者として認知症サポーターの養成を進めることといたしております。具体的には、平成29年度末までに全国で800万人の認知症サポーターを養成することを目標に掲げております。

本市におきましては、認知症サポーターの養成を社会福祉協議会に委託をいたしまして、介護職員、地区民生委員など一般市民を対象に養成講座を開催してきておりまして、今年6月末現在で延べ3,768人が受講され、認知症サポーターとなっているところでございますが、現状においてはサポーターの養成の取り組みにとどまっているところがございます。復習も兼ねて学習できる仕組みづくりや、介護・看護等専門職員との連携、協働による活動の推進によりまして、その実効性を高めていくことが今後の課題であると認識をいたしております。

さらに、認知症の様態に応じた適時適切な医療・介護等の提供を図るための体制整備といたしまして、地域包括支援センターなどに認知症初期集中支援チームを平成30年度までに全ての市町村に設置することとなっております。認知症専門医の指導のもとで複数の専門職によって認知症が疑われる方やその家族を訪問いたしまして、観察、評価を行った上で、必要な医療や介護の導入、調整や家族支援などの書記の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行うものでございます。また、認知症の人が認知症の様態に応じた必要な医療や介護のサービスが受けられるよう、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携の支援や、認知症の人や家族への相談支援を行う認知症地域支援推進員もあわせまして、平成30年度までに全ての市町村に設置することとされております。

次年度、平成29年度がその準備期間となりますので、市の地域包括支援センター内に認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員となる保健師、看護師、介護福祉士などの人材を確保するとともに、支援チームに必要となります認知症専門医の選定などを市の医師会と関係機関と協議を重ねながら進めてまいりたいと考えております。

また、新オレンジプランでは、生活の支援や生活しやすい環境の整備、就労、社会参加の支援、さらには安全確保など、認知症の人を含む高齢者に優しい地域づくりを推進することといたしております。

本市におきましては、高齢者の皆様の健康づくり、あるいは認知症予防につながるいきいき健

康運動教室やスクエアステップ教室などの介護予防事業に取り組みますとともに、介護の掃除などの家事、買い物弱者への宅配等のサービスの支援、高齢者サロン等の設置、公共交通や建物等のバリアフリー化の推進、地域活動やボランティア活動等社会参加への促進、さらには独居高齢者等の地域での見守り体制の整備、交通安全の確保や高齢者虐待の防止等々、これらの施策や取り組みなどの成果や課題等の評価を行いつつ、個々の取り組みの内容の見直しや充実強化などを図っていく必要があると考えているところでございます。

いずれにいたしましても、ご質問の「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」では、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、そして生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの実現を目指す中で、認知症についての社会を挙げた取り組みといたしまして推進していくことといたしているところでございます。私ども行政はもちろんのこと、民間、地域住民などさまざまな主体がそれぞれの役割を果たしつつ、互いに連携を密にすることにより、協議を重ねながら本市の取り組みの具現化を図ってまいりたいと考えております。

○益子慎哉議長 政策企画部長。

〔加瀬智明政策企画部長 登壇〕

○加瀬智明政策企画部長 地域公共交通網形成計画を実施していく上での課題等に対する今後の対応についてのご質問にお答えをいたします。

市では本年3月に持続可能な地域公共交通を構築するためのマスタープランとしまして、常陸太田市地域公共交通網形成計画を策定いたしました。この計画に基づく常陸太田市地域公共交通再編実施計画を策定し、本年9月28日に国の認定を受け、10月1日から市内全域での公共交通の再編を実施したところでございます。

まず、市民からの評判と課題の把握についてでございますが、各地域で実施をしております再編に係る説明会の中で、運行便数の増加や利用者ニーズに合わせた運行ルートの変更などに対して「利便性が向上した」との良好な評価をいただいております。その反面、運行便数の増加によって、JR常陸太田駅や市役所等の主要バス停において行き先の違う複数のバスが集中する時間帯が生じたことにより、高齢者等の利用者から「バスが続けて来るので、自分が乗車するバスの確認に時間がかかる」といった戸惑いの声も聞かれております。したがって、今後は利用者に対してのヒアリング等を実施いたしまして、課題の把握とその解決に努めるとともに、再編後の評価等につきましても継続して把握をしていきたいと考えております。

次に、交通事業者からの課題提起についてでございますが、今回の再編は再編実施計画に基づき、市内全域での公共交通の再編を行う全国初の事例でございます。そのため利用者の混乱が起きないように十分な周知を図っておりますが、事前の予測が困難な課題等が生じる可能性もございます。現在は交通事業者からの課題提起等はございませんが、市民から意見があった場合などにおいて逐次連絡を取り合うとともに、定期的な打ち合わせ等を実施することで課題等への対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、ICカードの実績でございますが、10月1日から路線バス事業者が販売をいたします

記名式 I C カードを活用した市高齢者バス利用促進助成金制度を開始いたしております。10 月中旬から 11 月初旬にかけて、市内 18 カ所において記名式 I C カードの作成を含む当制度の説明会を実施しております。記名式 I C カードの作成実績につきましては、11 月 30 日現在でございますが、茨城交通株式会社分が 356 件、日立電鉄交通サービス株式会社分が 63 件、合計 419 件となっております。

続きまして、市民への継続的な利用促進の周知及び対応についてでございますが、現在、各地域で説明会を実施しているとともに、9 月に市報への掲載、また、4 地区への公共交通マップの配布を行っております。10 月以降につきましても、各イベント会場におきまして高齢者等を対象としたバスの乗り方教室などを実施しております。今後も説明会や乗り方教室を継続実施していくとともに、記名式 I C カードを活用いたしました利用実態調査、また、市内循環線などを利用いたしました買い物ツアーなどを実施し、市民への継続的な利用促進に努めてまいります。

最後に、市民や事業者からの課題や問題に対応するための仕組み、対策についてでございますが、定期的に各路線の利用状況などのデータを分析するとともに、バス利用者や事業者に対してのヒアリング等を実施し、課題等の抽出を行うこととしております。抽出をされた課題につきましては、法定協議会でございます常陸太田市地域公共交通活性化協議会におきまして対応を協議し、平成 29 年 10 月に予定をしております第 2 次再編に合わせまして修正などを実施していきたいと考えております。

○益子慎哉議長 教育長。

〔中原一博教育長 登壇〕

○中原一博教育長 学校でのいじめ防止対策について、本市はどのような対応をとる仕組みがあるのかというご質問についてお答えいたします。

まず、本市のいじめ防止基本方針についてでございますが、国では平成 23 年に滋賀県大津市で起きた中学生がいじめにより自ら命を絶つという事案への対応の不十分さをきっかけに、平成 25 年 6 月 29 日に「いじめ防止対策推進法」が制定されたところであります。それを受け、本市ではいじめの未然防止と早期発見、解決を図るため、平成 26 年 10 月 29 日に常陸太田市いじめ防止基本方針を策定し、ホームページに掲載しております。

主な内容は、いじめ防止等に関する基本的な考え方や具体的な取り組み、重大事態への対処等についてでございます。具体的には、児童生徒を見守り育てる大人一人ひとりが、いじめはどの児童生徒にもどの学校でも起こり得るという認識のもと、いじめは絶対に許されないという強い思いで対応しなければならないことを強調しております。また、いじめを未然に防ぐためには、早期発見、早期対応が大切であり、いじめに対し組織的に対応することが重要であることを示しております。

次に、学校、教育委員会の組織整備についてでございますが、各学校においては、いじめ防止、いじめの早期発見、早期対応に向けて、校長を中心に教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭等から成る組織を設置しており、気になる児童生徒に対する個別のケース会議を実施したり、児童生徒が訴えてきたことに対し一つ一つ丁寧に話を聞いたりしながら対応しております。

また、深刻な事案については教育委員会がかかわり、関係機関等とも連携を図りながら対応しているところであります。

教育委員会では、市いじめ問題対策連絡協議会を設置し、いじめ防止に向けての共通理解を図るため、警察や児童相談所、子ども福祉課、教育委員会と市内小中学校の生徒指導主事等が集まり、いじめ問題についての現状や課題、今後の対応について話し合っております。また、学校でいじめの重大事態が発生した場合には、弁護士、精神科医、学識経験者、専門的知識を有する方々から成るいじめ調査委員会を設置し、解決に向けた意見をいただくとともに、再発防止のために、いじめがいつごろから誰によってどのような態様で行われたか、学校がどのように把握し、対応したかなどの事実関係を明らかにすることとしております。

次に、重大事態の考え方と基準でございますが、いじめを受けた児童生徒の状況に着目し、いじめによって自殺を図ったと思われる場合、精神疾患を発症した場合、身体に重大な障害を負った場合、心身や金品等に重大な被害を受けた場合などを重大事態と捉えております。中でもいじめが原因で相当の期間登校できないときは、当該児童生徒の状況等により適切に判断することとしております。

このいじめ問題につきましては、何よりも早期に発見し対応することが大切でありますので、いじめが重大事態になる前に、教育委員会は学校からいじめ事案の報告を受けた時点で学校と連携し、いじめを受けた児童生徒やいじめを通報した児童生徒の安全を確保した上で、いじめにかかわった児童生徒に対して適切な指導を行うなど、即対応しているところであります。

本市におきましては、これまでも月1回、各学校の生徒指導主事が集まり情報交換をしたり、各学校においては級友や保護者向けのアンケート等に取り組んだりして早期発見に努めております。今後とも、いじめは絶対に許されないという認識のもと、いじめの未然防止及び早期発見、早期解消に向けて取り組み、重大事態に陥らないよう努めてまいります。

○益子慎哉議長 総務部長。

〔植木宏総務部長 登壇〕

○植木宏総務部長 普通財産の取り扱いについての4点のご質問にお答えをいたします。

1点目の普通財産である土地を民間や法人に無償で貸与していることはあるかのご質問でございますが、現在、社会福祉法人に無償で貸し付けているものが1件ございます。

2点目の無償で貸与しているものの法人名、面積、契約内容とその根拠等についてのご質問でございますが、無償貸付をしている法人は、社会福祉法人愛光会で、契約面積は9,303平方メートル、賃貸に移行した場合の賃貸料につきましては、市の条例及び要項に基づき算出をいたすところでございますが、現在不動産鑑定を行っていないため、仮に固定資産税評価額の100分の5の額により算出をいたしました額では、年額でおおむね100万円程度となるところでございます。

契約の内容でございますが、特別養護老人ホーム誠信園敷地として使用いたすもので、貸付期間は平成7年の1月25日から使用目的がなくなるまでとなっており、貸付期間が特定されない契約となっているものでございます。

この根拠でございますが、契約当時の水府村財産の交換・譲与・無償貸付等に関する条例第4条第1項の規定におきまして、他の地方公共団体、その他の公共団体または公共的団体において、公用もしくは公共用または公益事業の用に供するときは無償で貸し付けることができると規定したもので、社会福祉法人は公共的団体となり、特別養護老人ホームは公共用施設に当たりますため、貸付料が減免されているものでございます。

なお、合併後の市条例におきましても同様の内容を規定しており、この無償貸付契約は合併により市が継承しているものでございます。また、契約後は、契約書に定める目的の敷地として使用されていることを確認しているところでございます。

3点目の私有財産の土地の通常の契約内容はどのようになっているかのご質問でございますが、普通財産の貸し付けにつきましては、契約期間を3年間として契約及び更新をしているところでございます。貸付期間が特定をされていない契約はこの契約のみとなるものでございます。

4点目の「民法」上の土地の貸借についての解釈のご質問でございますが、「民法」第604条で、賃貸借期間は20年を超えることができないとございますが、無償の貸借につきましては、「民法」第593条の使用貸借の規定に基づくもので、貸付期間を定めない場合も有効となるものでございます。この貸し付けにつきましては、当時の水府村が村内に特別養護老人ホームがなかったことから誘致をしたものでございまして、そのために無償貸付となったものでございます。

なお、平成7年に締結した無償貸付の契約書は、現在も法的に有効なものでありますことから、契約の変更には契約相手方との合意を得ることが必要となるところでございますが、契約から約22年が経過しており、市といたしましても現在の状況に合った見直しが必要ではないかと考えまして、今年8月より交渉を続けているところでございます。今後も見直しに向けての努力をしてみたいと考えているところでございます。

○益子慎哉議長 平山議員。

〔8番 平山晶邦議員 質問者席へ〕

○8番（平山晶邦議員） ご答弁をいただきましてありがとうございます。2回目の質問を行います。

1問目の認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の本市の取り組みについては理解をいたしました。答弁の中で、本市のサポーターの人たちに対する今後の取り組みや、あとはスクエアステップというふうな実態の事業を行うということを行っていただき、ぜひよりよい常陸太田市の「新オレンジプラン」になりますよう、ご期待をしております。

2問目の質問、地域公共交通網形成計画を実施しての課題等を今後どのように対応していくのかについての質問でございますが、これも理解をいたしました。これからも市民の利便性の確保のために市、市民、事業者が協力して、公共交通のさらなる展開をご期待しております。よろしくお願いたします。そして、ご答弁にあったような事業者、そして市民との細かいやりとりを検討なさって、次の第2次の再編の中に生かしていただきたいと思っております。改めてよろしくお願をいたします。

3問目の質問で、学校でのいじめ防止対策について本市はどのような対応をとる仕組みがある

のかについては、ご答弁でさまざまなセーフティネットが本市にはあることを理解いたしました。学校、教育委員会、地域と協力しながら、先ほどご答弁にもあったように、いじめは絶対に許さないという社会環境をこの常陸太田市の中でみんなで作っていかねばならないと私も考えております。これからどうぞよろしくお願いいたします。

それで、4問目の質問、普通財産の土地の賃貸借については、何点か質問と要望を申し上げます。

1点目の無償で賃貸借していることはあるのかの質問で、社会福祉法人愛光会に無償で貸し付けていますというご答弁がございました。常陸太田市が多くの賃貸借契約をしている中で、社会福祉法人愛光会への1件だけ、無償貸与というのは1件だけであるということがわかりました。

2点目の質問は、無償で賃貸借している先は社会福祉法人愛光会で、特別養護老人ホーム誠信園の敷地として平成7年から無期限で貸している契約となっていることがわかりました。社会福祉法人は公共的団体であるから無償で賃貸借しているとのことですが、常陸太田市には社会福祉法人が10、特別養護老人ホームは6、市内の中で介護事業を行っている施設は42あります。そして、平成12年に介護保険制度ができました。平成12年前までの措置費用というものが給付となり、仕組みとして、制度として12年以降は運用されております。介護事業者にとっても、この介護保険制度の中にきちんと組み込まれた内容となっております。

平成7年の介護事業、その当時の水府村が誘致をした介護事業の社会環境と現在では大きく変化をしていると思います。また、社会福祉法人愛光会は古河市に本部があり、愛光園と常陸太田市で誠信園の特養を運営し、平成26年、27年度の愛光会の決算書を見ても、一般企業の当期純利益に当たる当期活動増減差額は、26年7,174万1,000円、27年には7,265万7,000円であり、27年度の次期繰越活動増減差額は、実に9億1,706万6,000円ありました。経営状況が大変すばらしい社会福祉法人だという認識を私は持っております。愛光会という社会福祉法人がこのような状況の契約であるということは、市の皆さんはご存じでありましたか、お聞きします。

○益子慎哉議長 総務部長。

○植木宏総務部長 社会福祉法人愛光会の決算等の状況につきましては、公開をされております報告書等によりまして確認しているところでございます。

○益子慎哉議長 平山議員。

○8番（平山晶邦議員） わかりました。ということは、非常にすばらしい経営をなさっているということは市の皆さんもご存じだということでもあります。

それでは、3点目の通常の契約の質問であります。この社会福祉法人以外の契約は、3年間で契約及び契約更新をしているとのことご答弁でありました。これは現在の常陸太田市の公有財産の賃貸借契約書であれば当然であります。それではなぜ常陸太田市に合併したときに期限3カ年の賃貸借契約に見直しを図らなかったのかということをお伺いいたします。

○益子慎哉議長 総務部長。

○植木宏総務部長 1回目の答弁の中で触れさせていただきましたが、この社会福祉法人との契

約でございますけれども、当時の水府村の誘致に伴うものでございまして、合併により市が受け継いだもので、合併時におきましては契約の見直しの対象とはされなかったものでございます。

○益子慎哉議長 平山議員。

○8番（平山晶邦議員） わかりました。公的セクターであったから見直しをしなかったというご答弁であります。今のところはそういうことになっておるんでしょう。

それでは、4点目の「民法」上の契約の解釈でございますが、私は、この契約は「民法」第2章の契約の第7節の賃貸借ではなく、第6節の使用貸借で行われているから、期間は無期限でも有効になっているという説明だと理解をいたしますが、先ほども私は申し上げましたように、常陸太田市の公有財産は賃貸借契約で行われるべきではないかと、そのような契約書になっているのではないかと思います。なぜならば、今の賃貸借を前提に、要するに常陸太田市になったときには、賃貸借の契約なんだから使用貸借という概念はなかったのではないかと思います。この賃貸借にきちんと直していく、常陸太田は賃貸借なんだよという形に、今後、相手先の契約の見直し等図るということですが、その辺の賃貸借契約であるべきじゃないかというご所見を改めて伺いをしたいんですが。

○益子慎哉議長 総務部長。

○植木宏総務部長 公有財産の貸借の契約につきましては、契約書のひな形等についても賃貸借契約としているなど、賃貸借を前提として規則等が整備をされているのは事実でございます。今後顧問弁護士とも協議をさせていただきまして、賃貸借、使用貸借などの貸借契約あわせて、総合的に見直しを図ってまいりたいと考えてございます。

○益子慎哉議長 平山議員。

○8番（平山晶邦議員） この契約条項というものは非常に大切なことでありますので、ぜひよろしくお願いをしたいと。私は、常陸太田市になったときにこの賃貸借契約に結び直して、しかし、ここは公的セクターの対象になるから、市長が減免して無償になるという、本来であればそういう経過をたどるべきだったのではないかと感じております。今後、契約の概念に対して見直しをお願いしたいと思っております。この4問目の質問に対しては、改めて強く要望をいたします。この問題は、今日の議論を通じて広く市民の皆様も知ったわけでありまして。常陸太田市に合併して10年以上たつわけでありまして。金砂郷、水府、里美地区の市民の皆さんも統合したときに、新たな条例制定の中で土地の賃貸借が行われました。私の近所に住む方も、家が建っている私有地の土地の値上げがありました。そして金砂郷、これは町時代ですから、金砂郷町時代から常陸太田市になって100分の5という条例の制定に従って、2.5倍ぐらい借りている価格が上がりました。でも、これは当然であります。

先ほどのご答弁にもあったように、社会福祉法人と言えども、多くの契約の中で普通財産の無償での契約は愛光会だけです。先ほどもお示したように、その経営も盤石であります。そのような観点から、市民から見たときの公平性を念頭に置いて、ご答弁にもあったように、契約から22年過ぎて、賃貸借でやっていけばその期間は終わっているような状況です。そしてまた、社会情勢の変化もありますから、社会福祉法人愛光会様との契約の見直しをお願いいたします。

以上要望を申し上げて，私の一般質問を終わります。ありがとうございました。